

発達障害者支援法改正に係る対応状況(文部科学省)

平成28年11月30日

発達障害の支援を考える議員連盟総会

関係条文	予算要求等の対応状況
<p>第1条関係(目的) 個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営むことができるように発達障害の早期発見と発達支援を行い、<u>切れ目ない支援を行うことについて国及び地方公共団体の責務を明らかにする。</u></p>	<p>●義務教育費国庫負担金 【1兆5,185億円(対前年度▲86億円)】 「社会に開かれた教育課程」を実現し、複雑・困難化する教育課題に対応する「次世代の学校」の創生に必要不可欠な教職員の配置充実を図る。特に、「一億総活躍社会」の実現に向けて、「通級による指導」や外国人児童生徒等への特別な指導に必要な教員について、対象児童生徒数に応じた基礎定数による措置へ転換し、指導体制を安定的に確保。</p>
<p>第3条関係(国及び地方公共団体の責務) 国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり、発達障害児に対し、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に、その者の状況に応じて適切に、<u>就学前の発達支援、学校における発達支援その他の発達支援が行われるとともに、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援が行われるよう、必要な措置を講じるものとする。</u></p>	<p>◆発達障害等の児童生徒への「通級指導」の充実<基礎定数化>【+19億円】 通級指導担当教員の基礎定数化による教職員定数の改善(890人)。</p> <p>●インクルーシブ教育システム推進事業 【18億円(拡充)】 障害権利条約の批准、改正障害者基本法の趣旨、平成28年4月からの障害者差別解消の施行、発達障害者支援法の改正等を踏まえ、自治体のインクルーシブ教育システムの推進に向けた取組に対して経費の一部を補助。</p> <p>◆特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備(30地域) 【7億円(新規)】 特別な支援を必要とする子供について、就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援体制の整備を促すため、教育部局と福祉・保健・医療・労働等の部局が連携し一貫した支援体制を構築する地域を支援。</p>
<p>第8条関係(教育) 国及び地方公共団体はその年齢及び能力に応じ、<u>かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるよう</u>にすため、<u>可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、適切な教育的支援を行うこと、個別の教育支援計画の作成及び個別の指導に関する計画の作成の推進、いじめの防止等のための対策の推進、その他の支援体制の整備を行うこと</u>その他必要な措置を講じる。</p>	<p>◆特別支援教育専門家等配置事業等(約1,800人) 【11億円(拡充)】 早期支援コーディネーター、就労支援コーディネーター等を配置。</p> <p>●発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業 【2億円(拡充)】 発達障害の可能性のある児童生徒をとりまきいじめ防止対策等の学校課題に対する学校体制整備の在り方の研究(新規)や「通級による指導担当教員等専門性充実事業」等を実施。</p> <p>●いじめ対策・不登校支援等総合推進事業 【77億円(拡充)】 スクールカウンセラーの配置(26,000校に配置)や、24時間子供SOS相談ダイヤルの実施。</p>